

東京都環境審議会「東京における実効性ある温暖化対策について」中間のまとめ骨子（案）

～2つの温暖化を阻止し、持続可能な社会に向けた突破口を東京から切り開く～

第1 東京における新しい温暖化対策の必要性

1. 東京が直面する二つの温暖化

(1) 顕在化してきた地球温暖化の進行

各地で「異常気象」が多発

- * フランスでは、今夏、熱波の影響による死者が1万人を超えた。
- * 異常気象による被害額が、世界で年間約4兆円を超える規模に
長期的には、生態系の変化や海面上昇のおそれ

(2) 東京の新たな公害「熱汚染」

東京では、新たな公害ともいえる「熱汚染」が進行

- * 他都市と比べ高い気温上昇
- * 熱帯夜は、過去40年間で約2倍に
ふたつの温暖化（地球温暖化とヒートアイランド現象）の進行が、さらなるエネルギー使用の増加をもたらす悪循環に

2. 温暖化対策の現状と課題

(1) 国際的動向と国の対策

京都議定書は発効の見通しが不透明な一方、欧州を中心に積極的な取り組みが進む国も
国においては、地球温暖化対策推進大綱や省エネ法の改正が行われているが、CO₂排出量
の増加傾向に歯止めがかかっていない。

(2) 先行する都の対策とその課題

都は、「温暖化阻止！東京作戦」の中で、政策提案と先駆的プロジェクトを通じ、温暖化に
対する世論を喚起

2002年から、温暖化対策に関して、事業者の自主的取組に基づく計画書制度を全国に先
駆け導入

しかし、「地球温暖化対策計画書制度」では、CO₂削減目標が事業者の任意設定であり、
3年間の目標が平均約2%にとどまり不十分

3. 新しい温暖化対策の必要性

(1) 東京の地域特性を踏まえた制度の必要性

二つの温暖化を阻止するため、省エネなど共通する対策を、効果的に、総合的に推進して
いく必要

東京は、都市の更新期を迎えていることから、この機を捉えて、実効性ある温暖化対策を
講じる必要

(2) 現在の施策の限界を打破する必要

これまでの環境対策においても自治体が先進的に施策を進めてきた実績を踏まえ、国の取
組を待つことなく、東京が率先して温暖化対策に取り組む必要

約100事業所のサンプリング調査の推計では、10%を超えるCO₂削減の可能な事業者
が多数存在することから、実現可能な対策をさらに進める必要

第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方

1. 温暖化対策の基本理念

(1) 環境配慮が内在化された持続可能な都市への転換

温暖化とエネルギー使用の増大の悪循環を断ち切り、実効性ある温暖化対策をすすめてい
くためには、すべての都市活動に環境配慮を内在化させる持続可能な都市への転換が必要

環境配慮が内在化された社会システムを実現してこそ、経済の持続的な発展も可能に

温暖化対策の推進は、新しい技術の開発やエネルギー管理産業の発展など、経済への波
及効果が期待できる。

(2) 温暖化対策における企業の役割の重視

温暖化対策は、すべての主体が、それぞれ取組努力していくことが必要。

特に経済活動に大きな影響力のある企業は、温暖化対策における社会的な役割と責任が大
きい。

企業の社会的責任を重んじる考え方の浸透を背景に、温暖化対策における企業の役割を
重視

2. 制度構築の基本的考え方

(1) 積極的な取組が評価されるしくみ

取組が社会的に評価されることで削減努力を誘導

積極的な温暖化対策の取組について、事業者・建築物・製品などが社会的に評価される仕
組みに

事業者自らによるレベル評価や公表などを行うことにより、都民・他事業者に対し、社会
的な評価のための適切な情報提供を可能に

(2) 高い削減水準に誘導するしくみ

より高い水準を目指し、都がサポート

より高い目標レベルを確保するため、都は、評価基準の設定等により積極的な誘導策を活
用。

第3 諮問事項に係る各制度の方向性

1. 大規模事業所におけるCO₂排出削減の推進

都作成の対策指針に基づき、より高い「総量削減目標」を設定（現行制度は、任意の目標設定）

都は、「削減対策ガイドライン」、評価基準等を記載した「対策指針」を作成し、事業者がより高い総量削減目標の設定を図るよう誘導

ガイドラインには、実態調査に基づく具体的な削減対策メニューを盛り込み、多様な省エネ技術を広く普及

評価基準の策定は、実態調査等にもとづき、専門家の知見を十分ふまえて行う。

優れた取組を都も評価し、公表することで、社会が評価（現行制度は、事業者による公表のみ）

事業者が、都作成の評価基準に基づき自己評価し、公表

都は、優れた取組成果をプラス評価。とくに優れた取組を表彰。

都は、事業者全体の目標レベルや達成状況等を公表

CO₂削減の取組を「社会が評価」

対象以下の規模の事業者についても、ガイドラインを活用し、排出削減にむけ誘導するしくみを今後検討

2. 新築建築物の環境配慮設計の推進

ヒートアイランド対策を強化

環境配慮の分野に、新たに「(仮)ヒートアイランド現象の緩和」を追加。

- ・ 被覆対策は、新しい技術の進展に伴い、任意記載項目から評価項目に格上げ
- ・ 人工排熱対策を新たな評価項目として設置検討
- ・ 周辺地域との連続性の視点に立ち、風通しや緑の配置に関する項目の設置を検討。

緑化の評価基準をレベルアップし、緑化と被覆対策を総合化

省エネルギー性能を強化

より高い省エネルギー性能に誘導するため、省エネルギーの評価基準をレベルアップ。

より効果的な公表のしくみを導入（現行制度は、建物完成時に公表）

マンションについて、環境配慮の内容・評価を、販売時に表示・説明する制度を導入。購入者に、環境性能が分かりやすく伝わるしくみへ。

建物の環境性能を「市場が評価」

3. 消費者への省エネ情報の確実な伝達

販売者による家電製品の省エネラベルの店頭表示制度を構築

（現行の国の制度では、製造者による省エネ製品の開発とカタログ表示が中心）

東京の家庭におけるエネルギー消費は電力の割合が大きいという実態を踏まえ、消費者が家電製品の選択にあたり、省エネ情報及び環境情報が確実に提供される省エネラベル制度を構築・実施し、それを全国に向けても提案。

* 販売者が、家電製品の省エネ情報と年間消費電力量、ノンフロンなどについての店頭表示と説明を行う制度を構築。

環境配慮型製品を「消費者が評価」

第4 今後の展開に向けて

運輸部門の対策の必要性

家庭部門における普及啓発などの対策の必要性

ESCO事業の活用、グリーン調達などの都の率先行動

国や他の自治体への波及 など

東京都環境審議会「中間のまとめ」目次（案） ～東京都における実効性ある温暖化対策～

第1 東京における温暖化対策の必要性

- 1 東京が直面する二つの温暖化
(1) 顕在化してきた地球温暖化の影響
(2) 東京の新たな公害「熱汚染」

- 2 温暖化対策の現状と課題
(1) 国際的動向と国の対策
(2) 先行する都の対策とその課題

- 3 新しい温暖化対策の必要性
(1) 東京の地域特性を踏まえた制度の必要性
(2) 現在の施策の限界を打破する必要

第2 温暖化対策に関する新たな制度の基本的考え方

- 1 温暖化対策に関する基本理念
(1) 環境配慮が内在化された持続可能な都市への転換
(2) 温暖化対策における企業の役割の重視
- 2 制度構築の基本的考え方
(1) 積極的な取り組みが評価されるしくみ
(2) 高い削減水準に誘導するしくみ

第3 諮問事項に係る各制度の方向性

- 1 大規模事業者におけるCO₂排出削減の推進
- 2 新築建築物等の環境配慮設計の推進
- 3 消費者への省エネ情報の確実な伝達

第4 今後の展開にむけて